

令和6年8月26日

日本財団との「遺贈寄付に係る協定書」の締結に関するお知らせ

株式会社山田エスクロー信託
代表取締役社長 篠笛 弘一

株式会社山田エスクロー信託は、公益財団法人日本財団との間で、遺贈寄付（遺言による寄付）に関する協定を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 協定締結の趣旨

この度の協定は、公益財団法人日本財団へ遺贈寄付を希望されるお客様のニーズに応えるために、相続業務の豊富な経験・専門性を有する当社が、公益財団法人日本財団と協力して、「遺言信託業務」を提供していくことに合意したものです。

当社では、今後も司法書士法人山田合同事務所をはじめとした山田グループ各社の機能を活用するとともに、各地に開設している支店と連携して、信託会社として専門性を発揮した高度なサービスをお客様に提供してまいります。

2. 業務提携の内容

当社は、令和6年8月24日（土）より、公益財団法人日本財団へ遺贈寄付を希望するお客様への「遺言信託業務」の提供を開始しました。

「遺言信託業務」

遺言に関するご相談、遺言書の作成助言および保管、遺言の執行を一括してお引き受けする業務

3. 公益財団法人日本財団の概要

法人名	公益財団法人日本財団
所在地	東京都港区赤坂一丁目2番2号
会長	笹川 陽平
その他	遺贈寄付された財産は、相続税の非課税財産になります。

以上